

3つのインターチェンジのセンターに位置。 地域幹線道路でICに直行アクセス。



「さらりタウン浜北」に接するように走る地域の幹線道路浜北環状線と、浜松地域を縦断する国道152号の利用で、東名高速道路浜西ICと、新東名高速道路(仮)浜北ICに直行アクセス。浜松市街、JR浜松駅に出る際も便利。浜松駅前と浜北方面を結ぶ遠州鉄道の利用も可能。「さらりタウン浜北」は抜群の交通立地を誇ります。



東名高速道路浜松ICまで約8km(約20分)、浜西ICまで約7km(約18分)、JR浜松駅まで約10km(約25分)、遠州鉄道浜北駅まで約3km(約10分)

国の産業政策の重要地域として位置づけられています。

経済産業省(平成19年度～)

企業立地促進法

産業集積の形成及び産業集積の活性化のための取り組みを定めた浜松市基本計画に基づき「企業立地計画」又は「事業高度化計画」を作成し、県知事の承認を受けた上で事業を実施する場合には、各種支援措置が受けられます。

文部科学省/イノベーションシステム整備事業(平成14年度～)

地域イノベーションクラスタープログラム

日本版シリコンバレーをめざし、浜松地域の高度な光電子工学技術を持つ企業を集積・強化することにより、関連する新事業の連鎖的創出促進を図ります。

窓口相談から研究開発支援まで、各種機関が企業を支援します。

(財)浜松地域テクノポリス推進機構

浜松地域のトータルコーディネーター機関として地域企業の技術高度化や新技術開発の支援、企業・地域大学・関係行政機関による産学官の交流事業の推進、さらに、各種専門分野における研究委員会の設置や地域産業活性化基金を活用した起業促進事業を行っています。

浜松市中区東伊場二丁目7-1 TEL.053-489-9111
http://www.hamatech.or.jp/

静岡県工業技術研究所浜松工業技術支援センター

静岡県の西部地域の基盤的な産業をはじめ、地場産業を技術支援する公設試験研究機関。地域産業の技術的なニーズを基に、研究開発の支援のための経常研究、受託研究、共同研究などの研究業務とともに、技術相談、設備の利用などさまざまな支援を行っています。

浜松市北区新都田1-3-3 TEL.053-428-4152
http://www.h-iri.pref.shizuoka.jp/

建築物の用途などに関して地区計画が定められています。

浜北新都市地区計画(誘致施設用地に係る制限(一部抜粋))

- 建築物の適正な配置、用途構成を図るため、地区ごとに建築物の用途を制限。
- 建築物の外壁・柱の面は、道路境界線から5m以上、隣地境界線から1m以上離すこと。
- 地区内にある施設以外の施設のための看板・広告物は設置してはならない。
- 建築物の外壁・屋根は、原色を避け周囲と調和のとれた色合いのものとする。
- 門・門扉は、道路境界線から2m以上離して設置すること。
- 道路境界に沿った緑化は幅2m以上とすること。
- 10mを超える出入口を設置してはならない。但し、特に必要な場合は12m以下とする。
- 交差点の隅切りの角からの距離が5m未満の出入口は設置してはならない。

さらりタウン浜北の各種優遇・支援策をご活用ください。

静岡県 新規産業立地事業費助成(設備投資に対する補助金)

対象業種 ● 製造業、自然科学研究所等
要件 ● 平成17年4月1日以降に事業着手をし、雇用を増加させて業務を開始するもの。設備投資額が工場の場合は設備投資額10億円以上(新規雇用が10人以上の場合は5億円以上)、研究所の場合は1億円以上(業務を行う床面積が200㎡以上、研究員が5人以上)。
補助額 ● 工場、研究所の建設及び機械設備の購入に要する経費の内、生産・研究・開発・事務に係る経費の7%または10%。限度額5億円。
■お問い合わせ先/静岡県産業部商工業局企業立地推進室 TEL 054-221-3262

浜松市 企業立地促進事業費(用地取得・新規雇用に対する補助金)

対象業種 ● 製造業、研究所、ソフトウェア業
要件 ● 用地取得後3年以内に操業するもの。製造業の場合は用地取得が1000㎡以上。研究所、ソフトウェア業の場合は研究開発床面積が200㎡以上。用地取得契約締結前に市に「企業立地促進事業着手届出書」を提出し受理されることが必要。
補助額 ● 用地取得費の1/5及び1年以上継続新規雇用従業員1人につき50万円。限度額4億円。
■お問い合わせ先/浜松市商工部企業立地推進課 TEL 053-457-2282

浜松市 企業立地促進事業費(設備投資に対する助成金)

対象業種 ● 製造業、研究所、ソフトウェア業、工業デザイン
要件 ● 用地取得後3年以内に操業するもの。製造業の場合は設備投資額2億円以上(大型特例の場合50億円以上)。研究所、ソフトウェア業、工業デザインの場合、設備投資額1億円以上(大型特例の場合50億円以上)、延床面積200㎡以上。
補助額 ● 工場等の建設及び機械設備の購入に要する経費の内、生産、研究等に係る経費の10%。限度額1億円(大型特例の場合20億円)。
■お問い合わせ先/浜松市商工部企業立地推進課 TEL 053-457-2282

浜松市 企業立地奨励費(固定資産税・都市計画税・事業所税(資産割)に対する補助金)

対象業種 ● 製造業、研究所、ソフトウェア業、工業デザイン
要件 ● 平成19年4月1日以降の用地取得。企業立地促進事業費の交付を受けていること。
補助額 ● 土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税(県税を除く)及び都市計画税、事業所税(資産割)の合計に相当する額。(操業開始翌年度から3年間、大型特例は5年間) 限度額年間2億円
■お問い合わせ先/浜松市商工部企業立地推進課 TEL 053-457-2282